

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年1月19日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成29年12月6日農林水産省告示第1978号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
浦田博朗	静岡市葵区柿島字井ノ上 657 の1（以上1筆について一部保安林）	静岡市役所
大石繁	静岡市葵区桂山字大堀 801（以上1筆について一部保安林）	静岡市役所
繁田吉右エ門	静岡市葵区新間字奥山 3342 の1	静岡市役所
和田力男	静岡市葵区内匠字下島 697 の1	静岡市役所
和田恵子	静岡市葵区内匠字平向 788（以上1筆について一部保安林）	静岡市役所